

評論新聞に見えたる社會法律思想

牧 健 二一

(一) 評論新聞と其の時代——(二) 自由と民權——(三) 社會の批判——(四) 文化及び輿論——(五) 筆禍及び發行停止

一、評論新聞と其の時代

明治の初年に於て自由民權の思想が國民の思想を刺戟しそめたる時は、同時に我國民の間に、有史以來はじめて輿論を喚起する試みが、新聞紙によりてなされた時であつた。評論新聞は小型の雜誌風の新聞であるけれども¹⁾、自由民權の世論を喚起するが爲めには、最も勇敢なる闘士の役をつとめ²⁾、明治初年の思想界を理解するが爲には、かの有名なる明六雜誌と相雙べて其價値を認めらるべきものである。げに明六雜誌の發刊が政界の要路に立てる學者識見家の人民に對する啓蒙運動

であつたのに對して、評論新聞は在野の記者時論家の政府に對する民權獲得運動のあらはれであつた。名づけて評論新聞といふが、評論とは時事問題を評論すること、内政に對して簡單なる二三の時事を掲げ、自由民權の見地より之が論評を下すことを主として居る。評論家は此新聞を出せる東京集思社の社員を主とし投書を掲載することもある。征韓論・第三十三號 民權論 第三十四號 又は專制政府は其勞苦特に甚しく國民の意向に應じて政法を改正すべきの説第七十八號の如く社説を載せたることの如きは寧ろ例外である。評論は何れも短かくして才氣あり。數行の風説をかゝりて³⁾、之に對し數頁に互り數氏の評論を連ぬるが如きは、好

んで辯をなすものゝ如くに見ゆること一見して明白なる所であるが、しかし此點が此新聞の特徴である。具體的になるべく奇抜な時事の事件を促へて、署名ある論者の自由なる評論をなるべく多く掲げて世論に訴へたのである。而して當時はかくの如き評論體の新聞紙が最も人氣をあつめたのである。

先に明治六年十月西郷、副島等野に下り、七年一月民選議院の建白書提出せられ、其五月地方官會議々院憲法頒布の詔勅を見た。而して翌八年二月は大阪會議あり、四月十四日には有名なる三權分立國會開設の大詔を仰ぐに至つた。わが評論新聞の發刊は恰も此際であつた。明治八年三月第一號を出し、開卷第一に前月下旬に成れる板垣氏の「自主の權利」を伸張せんとする愛國社の合議書を掲げて論評し、眞に愛國の盛業人民雀躍して誰か之を悦ばざらんやといひ大に之に唱和した。其後

號を重ねて百九號に及んだが、此間僅かに十六ヶ月にして明治九年七月十日國安を妨害するものと認められ、其五日前に出された新聞雜誌發行停止の太政官布達に依りて發行を停止せられた⁴⁾。

右の期間は明治四年七月の廢藩置縣より明治十年二月の西南戰役開始に至れる中間の數年の終の部分に當り、國家は最も多事、社會は甚だ不安なる時代であつた。殊に西郷が鹿兒島に於て不平士族の結社を固め、私學校を起し、時事を論じ武技を練り、陰に陽に政府に對する反抗の氣勢を張つてゐたことは、不安の最も大なるものであつた。

評論新聞には上は長官より下は等外吏に至るまで同縣人を用ひて舊態依然たる鹿兒島縣の狀況を叙述して、寧ろ士族の意義を賞揚せるが如き評論を加ふることすらあつたのである⁵⁾。殊に注意すべきは其第六十七號に掲げられた日本帝國に二大黨派ありて兩立せざるの論及び其評である。二大黨

派とは政府黨と鹿兒島黨にて、何れか倒されざるべからず、而して現狀にては政府に反して封建をとなへ民權を主張する結社や黨派は其力微なる故常に鹿兒島黨に連絡して事をなさんとすると言つて居る。更に第七十七號に於て、「今日我國の現

狀を見るに政府と社會とは隱然相分離する所あるが如くにして、假令未だ沛然として決潰するに至らざるも、其深沈なるものは鬱然として憂苦し、其壯快なるものは慨然として激昂する所あるに似たり」と言へるは、よく此時代に於ける世態の不安なる實狀を物語るものである。其他之に類したる記事をのせて、政府と人民とが離反して居るところをのべた⁶⁾。之を要するに新舊時代の交替するところ、保守する者と、進取せんとする者とが争ふは數のまぬがれざる所である。或は情に於て争ひ或は理に於て争ふ。今わが評論新聞は理を民權にとり、敢然急進の意見を放つたのである。而し

て漸進を主義とせる當路の爲政者が急進の言論を彈壓せんとすれば、却つて反動の論勢を昂進せしめたるが如きは、實に此時代の言論界の一般の風潮であつて、評論新聞の如きは其著名なる實例である。

1) 日本新聞史の權威たる小野秀雄氏、日本新聞發達史には評論新聞を政治雜誌の一種と見た。同書頁五三。

2) 右同書頁五三に、評論新聞と稱する政治雜誌は西郷系の人物之に據り盛んに武斷主義を主張して征韓論者の神經を齧ました。頁六九に、評論新聞は明治八年三月復活して更に第一號を發行し直接時事問題を論じて政府に肉薄した、長閑打破の論陣を張り最も猛烈なる内閣攻撃者であつた。なほ此新聞の記者が筆禍にかゝつて禁獄の厄にかゝれる者は他社に比して最も多かつた。宮武外骨氏、日本筆禍史參照。

3) 第七十二號に日下赫の殺書風の説あり。其中に「風説ニ非ラズンバ廟堂ノ機密ト官吏ノ動作トヲ聞ケベカラザルモノ、如シ、然ラバ則世人ノ風説ニ依テ以テ其方向ヲ定メ其身ヲ進退スルニ至ルモ亦宜ナラズヤ」とありて、當時中央政府の事務に秘密多かりしことが知られる。評論新聞には自家の探訪の外、他社の記事、横濱のツヤパン・ヘラルドの譯載を見るが、風説に屬するものが多い。或

は事實と雖も名を風説にかつたものもあつたであらう。
蓋し新聞取締の規則が嚴酷であつたからである。

4) 小野、前掲頁六九によるに評論新聞は、先に明治六年第

一號を發行して直に廢刊し、茲に述ぶるものは明治八年三月復活せるものである。初は月五回中頃十五回にして後は十回發行した。而して明治九年七月評論新聞が草莽新聞、湖海新報と共に發行を停止せられた後にも、直に改題して發行せられた。同書頁九一。

5) 第六號には鹿兒島縣士族が集會して治外法權の屈辱を除

かんとするの同盟をなせるに左袒し、鹿兒島が鎖國の狀態なることの詳細は第八號に見え、第十一號には鹿兒島私學校の揭示文と其評をのせ、第十三號には私學校の近況を報じ、第三十二號に西國邊の景況を告げ、第六十四號には、鹿兒島縣の近況を論じて、ある投書家が、方今の急務は民選議院にあらず、自由發論を許すにあらず、條約改正にあらず、朝鮮征伐にあらず、内地各縣をして差異なく偏私なく斷然政府の權威に服従せしむるのみを言ひて、鹿兒島が廢藩置縣以後五ヶ年なるに依然舊態を變ぜず、甚だ危險なる故、今や斷然一決之を服せしむべきなりとの投書を載せて居るが、横瀬文彦は之を評して愚論なりとし、小松原英太郎は此意見に贊同した。此他第三十二號、第四十四號には、政府が陸海軍を盛んにして内國不逞の徒に備ふることを述べた。

6) 人民政府を信ぜずといふことは、第四十八號、第四十九

號に見え、第七十三號には世上の論客及び窮士族によりて世が不安なるを取締る評議が廟堂に行はれたることを述ぶ。

二 自由と民權

當時自由を呼び民權を叫びたる者を、或は社會論者といひ或は民權家といつた。彼等の思想は西洋舶來の天賦人權説の借物であつたが、深く之を信じて卑屈盲従の舊弊を一洗することを努めた。

故に第六十二號にも、かの徒らに恭順默従して敢て天然の自由を全ふるを勉めざるものは、是れ皇天の罪人にして、人間たるものゝ義務を缺く之れより重大なるはなしとすら述べた程である。彼等の崇拜せるルーソーの傳は第九十號にかゝげられ、バックルの政治論の抄譯は第五十七號及び第九十八號に見え、ミルの代議政治と出版自由の論は各々第十九號と第二十二號とに見える。而して政府の官員がルーソーを嫌はるゝ話は第九十一號

に見え、モンテスキューの萬法精理を獄中の社員
の乞によりて差入るゝことが禁せられた話は第八
十一號にのせられた。民權家にとりては政府は暴
虐なる言論と自由の抑壓者であつて、かゝる政府
を壓制政府であると見た。望まじきは自由政府で
ある。政府は人民の爲の政府にして人民の權利を
保護すべきものなるに拘らず、國民の害となるが
如き壓制政府は天誅を加へらるゝに値するものな
りとは、第六十二號に於て明言せられたる所であ
る。此論遂に筆禍を蒙つた。而して民權家自由論者
の主張は、何人よりも勇敢であり進取的である。さ
れば彼等の最も忌みたるものは恭順默従の氣風に
して、之を名づけて「卑屈」と呼ぶものである。彼
等は東洋が古來卑屈なるを痛嘆し、第十六號には
支那人が專制になれて卑屈なるをのべ、第五十一
號には東洋の學者は孔子の説を盲信して奴隸とな
りしことをのべ、而して第五十七號には日本人の

卑屈其度を過ぎたるを慨嘆した。然り而して卑屈
心の去り難きゆえんは民政なきによるとは、第八
十號に於て喝破せるところである。彼等は實に國
民の卑屈を嘆じたるのみではない。更に政府が卑
屈なることを認めた。其第九十七號には壓制政府
と卑屈政府との別を論じ、ルイ十四世の政府や徳
川初政の如きは其實力ありて、抑壓を行ひたるも
の、かくの如きは壓制政府であるが、徳川末期の
政府の如く其力なくして徒らに保守に居つて憂國
の士を害するが如きものは卑屈政府なりといひ、
卑屈政府は早晚自滅すべきものなることを論じた
のは、大久保利道の左右したる政府を以て卑屈政
府なりと酷評したるものに外ならなかつた。

次に法律制度に對する評論新聞の主張は、人民
の承諾を得ざれば、國の法律なるものは之を真正
の法律と稱すべからずとは、第三十四號の民權論
に言へるをまたざる程明瞭なる民權家の主張であ

るか。故に直に民會を開き、其他自由を伸べ民權を張るべき凡ゆる新制度を立つべしと主張する。

先づ國體は之を尊重したるも、第六十五號には至尊を國の番頭の如くに論じたれば天皇を機關と見たるが如く、政府は自由論者を恰も朝廷に反したるものとして取扱ふことありしは第八十四號の裁判記事によりて知られる。而して第七十七號に於て、社會論者の望むところとして、發言の自由、出版の自由、刑法の改正、陪審の參坐、刑事の代言、人身保護律、民法の制定等を掲げ、守舊論者は日本文化の度數之に適せずとなすも、苟も萬全の機會を求めたならば、何れの時か果して其機會なりと言ふを得べきやと言つた。然るに時勢は之を満足せしめなかつた。八年四月元老院の設置の詔書には感泣せるも、其人を得るやについては第五號に於て初より之を疑ひ、九年一月には（第六十七號）元老院改正章程に於て元老院の權力が設立の

初よりも退却したるを見て立憲政體の確立の尙は未だ期し難きを嘆じた。殊に此新聞の主張に反して當時優勢なりし當路の學者の意見は漸進論にして民會を先づ町村會にて起し、次に府縣會に及ぼし而して國會に及ぶべしといふのであつた。福地源一郎、加藤弘之の如きは此派の重なるものであつたが、急進派はかゝる順序をとふの要なし、最初より民選の國會を設けと叫んでやまないのである。

第二十三號には横瀬文彦が神田孝平の民選議院の時未^レ到論等三編に對する質問の文あり。第八十號には地方官吏が區戸長會議に於て議席を有するを否難したる中島富雄の評論を見る。抑々地方議會の試みは既に明治二年に於て諸藩に行はれ、殊に志摩國鳥羽藩では各村農商より議民を選出せしめて之を下院とし、播磨明石藩では士族以下庶人僧侶に至る迄を公選して議員とした。他にも之に類した例がある。況んや廢藩置縣後は民會を試み

たる地方議會が諸所に存在した⁹⁾。然るに明治八年六月より七月に亘れる地方官會議にて地方警察道路橋梁及び民會の三項を議するや、民會は區戶長會議とすることゝした。即ち區戶長を以て議員となし地方官を議長となした。これに對しては傍聽人の中にも反對者がありて、これでは行政官吏の集會で民會といふことを得ず、民會は宜しく公選の議員をあぐべしとの建議が二十六名の連署を以て元老院に提出せられた程である¹⁰⁾。故に評論新聞が第十七號及び第八十號に於て區戶長會議に反對したのは勿論のことである。而して當時諸縣中に於ては純然たる民會を設立せるものもあつたが、此新聞の主張では此等の民會はたとひ未だ大に效用を呈せざるも、其の無益大なるを以て之を廢棄した例を聞かないと言つて、民會の論が決して人民の能力に適當せざる時機をあやまれるものに非ざることを述べた¹¹⁾。

裁判に於ても人民の權利が輕んぜられたことは民權家の慨嘆してやまなかつた所である。明治八年十二月報知新聞の編輯長藤田茂吉は、酒田縣令三島通庸の淫行を許きたる投書を掲載したる罪により禁獄罰金に處せられたが審理の後腰縛せられて東京府廳へ引渡された。第六十三號に此を評論したる山脇巍の文によれば、縲綹の辱めをうけたるに付て、先づ士族たるや平民たるやをどひたるが、これは士族たれば繩をかくる能はざるも、平民たれば繩をかくるの至當なりとなしたるが爲か然れ共朝野新聞記者も論じたるが如く、新聞條例譏謗律中に士族平民の區別を付けぬ故、必ず兩者の別を論せず、同一視したるものなるべし。今藤田に對しては士族たるか平民たるかを尋問し、平民たるを答へし後繩を掛けたのは新聞條例と裁判所の行ふ所と大に齟齬せしならんと臆測せざるを得ないと言つて居る。舊慣の一朝にして脱し難き

によりてかゝる階級的なる差別待遇が平然として行はれ得たのが、當時に於ける司法の實狀であつたであらう。更に第六十八號には横瀬文彦が裁判官の認ためし口供書に不服を申立てたるに拘らず之を聞入れず、口供書には押印も捺印もなくして罰文を申し渡したること見ゆ。而して明治九年和歌山縣に於て地租改革に反對して一揆行はれたる時には、嫌疑者兒玉某の所在不明なるため彼の母と家族とを拘留して以て日常孝心厚き本人をして自首せしむる手段となしたりとの探訪は、第二百號に見える。之に對しても政府が未だ和歌山縣官吏のかゝる違法の罪を正さざることを詰つて居る然し醸つて考ふるに此處に見ゆる評者の言にも牧民の用語あり。當時の地方官は未だ牧民の官吏であつて教督の任を有した。民權家が正に要望すべき地方官は到底牧民の官であつてはならないから未だ甚だ彼等の希望を遠かつてゐたのである。

右の和歌山縣の一揆ありしとき、縣吏が訊問の間に述べしやうは、かく迄説諭するを聞入ざるは強情と言ふべし、此上は只成文通りに處分するの外なく、其成法と言ふは則ち日本帝國の成法なる故、此法に従はざる者は、去て外國へ移住し、日本人民の籍を除くより外なしと言ふに至つては、誠に言語道斷といふべきであつた第二百號國法が何であるかに就ては、人民中に未だ理解がない時代である。法の恐るべきを知れるも、法の主張し得べきことを知らないのが、明治初年の民情であつた。民の無知に乗じて法を弄んだ状況の見るべきものがある。此外地方官が地租改正をはじめ新法の適用に就て、其措置が法に反し又は當を失したものは蓋し乏しくはなかつたであらう¹²。土地所有權の如きも亦輕視せられた。第一百號によれば山梨縣に於ては、道路擴張に要する土地の收用に苦情を言ふ百姓は、縣官警察吏等出張して捕縛し

投獄し、其上嚴しく吐り付けられた。之に對する評論に、地券を興へて所有權を認めたる土地は代價を出すべきに之をなさぬは暴虐壓制なりと言へるは當然である。土地收用に際しては地券記載の代價を支拂ひて買上ぐべきものなることは、明治五年九月の地券渡方規則第二十條に明記せる所である。然るに事實上は前代の慣例によつて所有權を無視するが如き處置が行はれ易かつたものと見える。

- 7) 第四十二號に新聞獄を論じて、關新吾の曰く、「然ルニ司法ノ一點ニ至リテハ猶ホ美ヲ盡サ、ルモノアルガ如キ何ゾヤ人身保護律ノ設ケ未ダ備ラズシテ時々無罪ノ人民ヲ拘留スルノ弊害アルヲ免レズ、陪審ノ法未ダ立タズシテ拷問ノ刑律未ダ廢セラレズ」也。
- 8) 尾佐竹猛氏、維新前後に於ける立憲思想、頁五九一、五九八、六〇一、六〇五、六一五。此等は諸問的に民意を問ふたのである。
- 9) 右同書、頁六四五以下、諸縣の例見ゆ。早きものは頁六四五の明治五年の愛知縣の布告参照。
- 10) 第十七號に地方官會議と區戸長會議について見ゆ。横瀬

文彦の評の中に、此會議で區戸長會議と必ず決したる會議の裏面の風説をのべて曰く、「民會の諮問を下せるや一貫預め先づ議員中の論客數名に依頼するに區戸長を以て民會の議員に充つるの議に同意せよとの旨を以てしかり、之が爲に會議の時に臨み數名の論客此義を主張したるに由て區戸長官の議即日決したりと。」前掲尾佐竹頁六八一―六八二によれば、明治八年の地方官會議にて議長木戸孝允は、今全國府縣の民會を開くもの七縣、區戸長會を開くもの一府二十二縣なりといひ、民會が未だ全國の通法ならざることを述べた。而して神奈川、三浦兵庫、愛媛、山形、置賜、三重、岐阜、鳥取其他六七縣には明治八年七月までに、公選民會を有したから、地方官會議の決議は却つて不便であつたので、此旨を元老院に達し公選民會を維持せんことを企てた。

- 11) 第八十號中島富雄評。
- 12) 第三百三號に山口縣玖珂郡の平民が上京して地租改正事務局へ嘆願書を出せしこと見ゆ。

三 社會の批判

我國民が初めて自由と民權の貴ぶべきことを知りそめたる明治の初年は、同時に初めて社會の意識にめざめた時であつた。民權家は自ら社會論者を以て任じた。而して評論新聞に於ては自由民權

の見地から、各種職業の人民が批判せられて居るので、社會階級に對する觀察がこれまでとは變つた全く新規な觀方で試みられて居る。

先づ民權家の言論を抑へたる當時の政府の要路者に對して、彼等が好感を有しえなかつたのは言ふまでもない。彼等は政府を賢明政府と言ひ、官吏を賢明なる官員様とよんだ。賢明の初見は第二十九號で「今や我日本政府は賢明にして百事改正百弊悉く去り、事務を處する輕忽ならず、再三再四持重を主とし熟慮を重んじ、眞に是れ太平文明の象あり」と言つたが、これは勿論皮肉を言つたのである。賢明は政府及び官吏に對する一種異様の尊稱として諸新聞が一様に使用した當時の術語である。故に第五十號には、今年六月日本政府は新聞條例及び讒謗律を頒布せしより大に賢明の名を天下に流し爾來今日に至る迄、新聞紙上に賢明政府の名が一時も其迹をたゞずと言ひ、賢明の名聲

は日に月に赫々盛なること旭日に香ふ芳野の櫻花の如く、明々として輝くこと晴天清夜の月光に似たりと述べた。而して第六十三號には或る西洋人が日本の新聞紙上に政府及び官吏に冠らずに賢明の二字を以てするが如き、西洋では賢明と言はるることを識者の大に辱づる所であるがとて、怪みたりとの道路の風説をかゝげ、例の如く此風説に評論を試みて、賢明の由來を説明して居る。即ち山脇巍の評に言ふ。

「今賢明ノ二大字ノ由テ來ル所以ヲ考フルニ官吏ノ人ニ接シ口ヲ開ケハ人民ハ無智ナリ蠢愚ナリト喟嘆セサルハナシ今夫レ人民ノ蠢愚ナルヲ知ルノ明アレハ則チ政府官吏ノ賢明ナル知ルヘキナリ、故ニ賢明ノ二大字ハ蠢愚ノ人民ヨリ政府官吏ニ奉獻シタル貴重ノ冠詞ナルヤ明カナリ

然レモ賢明ノ二大字ノ突然去歲六月爾來ニ現出セシハ如何ナルヤノ疑問ニ於テハ我輩大ヒニ其答辭ニ窮スト雖トモ我輩カ思想ニ依レハ今日用ユル所ノ賢明文字

ハ古來稱スル所ノ眞正ノ賢明ニアラスシテ其字義タル

之ヲ和漢西洋ノ字典ニ探ルモ見ル可ラサル一種無類ノ

賢明ナリ(點は今附す)

横瀬文彦の評にも、此奇怪なる兩字の忽然として官吏の冠詞となりて編者の筆端に現はれたるは實に明治八年六月我大日本政府新聞條例謗謗律を公布せられたる期日を以て嚆矢とせりと言つた。

賢明文字の由來はかくの如くにして、要は新聞雜誌の言論を拘束せし二法律の制定が愚擧たるをあげざるものである。抑、人民を愚民と見て政治をなすは我國古來の教化思想である。野に遺賢なからしむるの政策は事實上行はれなかつたにしても、在朝の士が自ら賢明を以て任じ、人民を愚民として取扱ひたることは言ふをまたぬ所である。而して古來我國民は之に盲従し來り、愚民を以て耻としなかつたのであるが、民權家はかゝる屈從を以て卑屈なりとして排斥し、却つて政府及び官吏を

賢明なりと言ひ、彼等の任ずる所を以て之に報復した。これ亦人民自我の覺醒に導くものであつたと言はねばならぬ。而して此時代の政局の人物たる大久保¹³⁾ 木戸¹⁴⁾ 三條¹⁵⁾ 島津¹⁶⁾ 伊藤¹⁷⁾ 大隈¹⁸⁾ 井上¹⁹⁾ 板垣²⁰⁾ 勝²¹⁾ 森²²⁾ の諸氏に對してなされたる人物評論の如きは、民權家の好惡を卒直に物語つて、興味多きものである。

次に學者に對して彼等の下したる一般的批評は學者は國民を啓發する者にて國の治安に關係すること大なることを認めたるも、實際問題に當りては、寧ろ卑屈なりと言ふのであつた。それは第五十號に於て小松原英太郎が、學者先生迂遠卑屈なるの論を投書して、前述の新聞雜誌取締二法律の是非に關して學者先生中には一人の辯論するものなきを非議せるが如きこれである。然し政治家と異なりて、さすがに其識見に就ては賞揚せられた者がある。例へば第四十號に箕作麟祥の國體轉變

論の摘要をかゝげて之を評したる中に、横瀬文彦は今日まで我等の耳目にふれたる論說中此の如き自由を論ずるの痛快なるものを見ずと言ひ、我等此篇を稱して、東洋の「コントラシヤル」、日本の「レスブリーデロア」となし、箕作子呼んで東洋の「ルーソー」、日本の「モンテスキュー」となすも決して過重にはあらざるなりとまで激賞した。

福澤論吉に對しては、第三十一號に慶應義塾の景況に關する評に於て²³⁾、日本自由家の嚆矢にして東洋のミル、日本のボツクルなりと言へる世評を掲げた。然るに神田孝平に對しては、氏が民會に就て漸進論者なるの故を以て横瀬の評には、東京屈指の大家博學多才の聞へあれ共、かくの如くにては戯作者派にて表裏反覆する者と評せざるをえざるものとした第二十三號。

華族に對する批判に至りては甚だ輕侮的なるものがある。彼輩が常祿を食んで遊び暮し、國家社

會に何等の益なきことを思ふにつけ、口を極めて罵らざるを得なかつたのである。故に第四十四號には、横瀬文彦の評に、「近來天下の華族を敬せざるも亦甚しと謂ふべし、人々（御出入りの商人御氣に入りの舊臣御寵愛の藝者翫間等を除くの外）華族を視ること讎敵の如く、蛆虫に似たり、動もすれば曰く良民の食客なり曰く國家の贅物なりと」

（點は今附す）とあり。蓋しかくの如くにまで、手酷く述べたのは民權に急なる論客の華族觀に外ならなかつた。而して第七十一號の評には、現時の華族を評して居候馬鹿の別稱の如く言ふ所以をとき、眞正の道理上より言へば、華族の生活は決して人間社會の榮譽となすべからずと論じた。諸民中華族位罵倒せられたるものはなかつた。華族の中にも覺醒したる者の間には、徒手素餐毫も國家に裨益せず、身分は士族平民の上に位するも、學問才識共に士民の下にあるを恥ぢたる者もあつた程であ

る。²⁴⁾ 三四年前の藩主と京都公卿の名門がかくの如くにまで露骨なる屈辱をうけ、慚愧の自覺をすらいだくに至りしことは、偏に之れ人の價値を國家社會に對する貢獻あると否とによつて評價したからであつて、明治初年の思想界の激變を知るべきである。

次に同じく家祿を食んだ點では否難を免れなかつた者に士族がある。彼等は農たらず商たらず、天下の閑民遊手と言はれても致し方なき者が多かつた²⁵⁾。然し乍ら華族に比すれば祿を食むこと少く、當時々務を解したる者は僅かに彼等の間より出で²⁶⁾大義名分を知つてよく義舉をなすにたえたる者は彼等の中に於て之を求むべく、維新の功業の大半は彼等の手によつてなされたのであり、當時の言論界にも彼等が多かつたのであるから、決して民權論者の輕侮をうくることはなかつた。寧ろ貧困にして、なすべき業なく不平滿々たる生活

をなさざるを得ざりし之の故を以て同情を得た。第三十二號には今天下の士族は概ね不平の二字を以て題號とせりと言ひ、七十三號には不平士族の稱號を見る。且同所に不平士族は恐るゝに足らずと言つたが、又鹿兒島と相呼應して隱然事をなさんとする者の如くにも見た。横瀬文彦が前述華族に對する批評の次に士族を評したる論には、「視よや士族の如き中に無頼の徒も亦尠からずと雖も、往々時世の變遷を察し、家祿を奉還して、或は田圃に従事し、或は商賣を經營し、或は工業を勉勵せり、其未だ奉還せざる者あるも隊伍に編入して或は命を原上に捨て、或は骨を海外に曝すが如き、人民の義務に着眼するもの日に一日より多しとありて華族と士族とは同斷にあらざることを論じた。然し乍ら當時に於ける國務の大問題たる士族の家祿處分、士族の授産問題の如きについては、評論新聞は何等説く所がなかつたのである²⁷⁾。

國民の大部分を占めたる平民は、不平士族に對

稱して無識平民と呼ばれた²⁸⁾。一般人民は無知な

るにより爲政家之を以て愚民となし、民權家は人

民の爲に人民のかくよばるゝのを怒つたが、然も

人民の卑屈にして無識なることは、民權家の深く

嘆息する所であつた。これ最も注意すべき事實で

ある。即ち第十七號には、地方官會議にて民會を

區戸長會議とするに決したることに就ての評の中

に、「官吏相會し談少しく政治の得失に涉れば、輒

ち曰く人民の愚如何ともすべからずと、吾其席に

在つて此語を耳に入るゝや未だ曾て怒氣天をつか

ずんばあらざるなり」とありて、官吏が人民を愚

視するを嘆じ、第七十一號には農民の困苦を述べ

厚き同情を之に與へて居るのであるが、然も第五

十七號に小松原英太郎は、歐洲人の自由の精神に

とめるに拘らず、我國人民の愚蒙卑屈にして其蠢

爾たるを甘んずる者多きを慨嘆して次の如くに述

べた。

「只ニ慨嘆スル所ハ尋常求ムヘキ物ニシテ之ヲ求メス

嫌フヘキノ事ニシテ之ヲ嫌ハス怒ルヘキモ怒ラス悲ム

ヘキモ悲マス精神モナク氣魄モナク喜怒哀樂ノ情一ツ

モ以テ感通スル所ナキガ如キノ人民ガ十中ノ八九ニ居

リ得テ感覺スル所ナキニアル也今此氣風ヲ振作セザル

而上ハ一國ノ隆盛ハ到底期スヘカサル也是レ吾輩ノ常

ニ痛嘆ニ堪ヘサル由縁ナリ」

更に曰く、「噫嘻我カ人民ハ之ヲ頑豚ノ如シト言ハン

カ將タ倭狗ニ似タリト言ハンカ何ノ愚蒙卑屈ナルノ甚

シキヤ（點は今附す）」と嘆じ、

又曰く、「夫レ歐洲ノ人民ハ精神ノ己ニ自ラ旺盛ナル

ニヨツテ敢テ學者ノ作興ヲ要セザル也我國ノ如キハ大

ニ之ト異也今ニ於テ學者タルモノ、自ラ率先シテ人民

ヲ鼓舞シ其勇偉不屈ノ氣象ヲ振作セシムルモノアルニ

非レハ後來若シ姦猾佞邪ノ大臣アリテ天下ノ大政ヲ擅

マ、ニスル如キアラハ人民タル者ハ其妖邪ノ虐雲ニ壓

遮サレテ何ノ日カマタ青天白日公明正大ノ政治ニ際會

之を以て民權家の眼に映じたる平民を知るべく彼等も亦平民の無知朦朧なることを認めざるを得なかつたが、たゞ彼等は之に多大の同情を寄する所あり、平民の卑屈を慨嘆して之が意氣を作興せんことを欲したのである。若し夫れ勞働者小作人問題といふが如きことは、自由民權家といへども當時の問題として取扱ふには至らなかつた。

なほ賤業者については、明治八年七月三業會社の訴訟事件ありしとき、大警視川路利良が内務卿に對する上申に於て、「抑も此三業（註貸座敷引手茶屋娼妓）の如きは先由牒に具するが如く卑汚にして、人間に齒すべからず、而して縱て治めざるときは忽ち弊害を他に波及するを以て、人生の最も貴重なる自由住居の權利を剝奪し、古來其地を區劃し、其營業を束縛壓制す、是實に行政上權宜の處分云々」（點は今附す）とあるを見て、深くかゝる賤業者の存在せるを慨嘆し、第十六號に於て「予固く

信ず、遂に此三業の絶止せられて人を非類に陥るの源速に絶滅するに至らんことを」と言へるは横瀬文彦であつた。自由論者としては當然の聲である。先に非人を廢し、人身賣買を禁じたのは、自由論者から見ても、わけても貴き維新以後の大美舉であつて、近年西方より來れる自由の種が始めて此地に萌芽を吐きたるものなりとしたが、依然として舊態を改めず人身賣買の禁、遊女解放の合發して行はれざることを嗟嘆したのである。

13) 大久保利通(參議)に就ては、支那より五十萬テールの賃金を出さして國民の賞揚を得たることの眞實に於ては耳目ある人を欺き難きことを第三號にのべ、第十五號には今日大久保氏が政權を専らにするをのべ、第四十一號に大久保の言論彈壓の風説見え、第八十三號には集權論者と見た。

14) 木戸孝允(參議)は第五號に和魂漢才ニ洋學兼備の人材隊長の評あり、第四十一號に新聞條例及び讒謗律廢止意見の風説を掲げて、木戸を政界人物の稱首、自由發論の主義となし、第四十七號に當今三傑の一人とし、木戸參議の辭表は第四號に、木戸公山口縣に授産局を開くに付廣

告する文は第五號に見える。

三條實美(太政大臣)に就ては言ふ所少きも、第七十八號に三條公の洋行の風説をあげ名を官用に托して莫大の官金を私するかを疑つた。

16) 烏津忠義(左大臣)が保守家なることに就ては、第八號の魁儡之戰(投書)及び其評に見え、又甚だ古風を慕へることの逸話が見える。第九號には先年の烏津公の建議十四箇條を以て儒學者流の偏固論となせるあり。第十五號には烏津公の廟堂の稱位にありて何等なす所なきを述べ、第三十四號には守舊家の大元帥と稱した。

17) 伊藤博文(參議)については見ゆる所少きも、第四十八號に人民の政府を信ぜざるを喟嘆せしこと見え、第六十二號に邸内へ暴客忍び入りたる風説をのせ、第七十三號には言論取締を勵行すとの説見ゆ。第九十六號に郵便を以て首を懇望したる話見ゆ。

18) 大隈重信(參議)についても見ゆる所少きも、第五十八號に、大隈は大臣たるに愧ぢざるの膽量ある人物なりとの評を見る。これは天下の人情甚だ危くして、大臣參議は鐵張りの馬車に駕し劍客の二三人をして護衛せしむる程なるに、大臣は區々たる凶徒を懼るべからずとて、常に一人乗の人力車にて出入すと云ふによる。

19) 井上馨については第六號にのせられたる尾猿潭銅山一件の投書によりて甚だ人望を害し、第五十三號に西郷前原二人を挫折すべしとの發言の風説をのせたが、第五十五

號には井上は其性豪邁不屈にして三千五百萬人中豪膽氏の右に出るものなしと評をかゝげた。

20) 坂垣退助の愛國社規則は第一號に見えて賞讃せられ、參議の各長官兼務の制を廢するの建議は第二十七號に見え第三十四號には民権家の大将と評した。

21) 勝安房に對しては、第五十四號に廟堂にあつて三年なかつ飛ばず、今亦閑散に退て三年なかつさばず、前後合せて六年の飛び六年の鳴きなして天下を驚かすものなるべしと評したが、徳川家を亡ぼさざりしと、海軍を起したるこの功業を認められた。

22) 森有禮については、百七號より百九號に互りて、森有禮と李鴻章との應接の筆記なるもの見ゆ。

23) 慶應義塾の學風が福澤に盲從的なるを以て、却つて福澤の獨立自尊の主張に反することを論じたのが第三十一號である。

24) 尾佐竹、前掲、頁六八九の明治七年、中山從一位等六華族連署にて出したる習試會議開催の檄文參照、此會議については評論新聞にも見える。

25) 第十二號に見えたる大檢事岸良兼養及び司法省七等出仕井上毅の建言なる備警兵を設くるを乞ふ議に於て、臣等又思ふ各縣士族天下の閑民遊手たり、已に農たらず亦商たること能はず、朝廷已に舍て、用ひず云々とあり。

26) 加藤弘之講演全集、第三册士族について參照。第五號の明治七年十二月木戸孝允が山口縣に授産局を開くに付廣

告する文の中に、士族の名稱に背かず、人民の標準たる可き心懸を要すといへり。或は決て山口縣士族の名を墜す可らずといへり。以て士族の自尊心を知るに足るであらう。

27) 士族の授産に關するものは、第五號に、木戸公山口縣に授産局を開くに付廣告する文、第十二號に井上毅等の備警兵を設くるを乞ふ議、第十六號に莊内に於て士族が屯所を設けて開拓せること、第十七號には津輕藩に於ける士族の歸農法。

28) 無識平民の稱は第七十七號高羽光則の評に見えろ。

四 文化及び興論

明治初年の短期間に於て凡ての方面にめまぐるしき變化ありしことは、奇抜なことを書かうと努めた評論新聞には、隨所に之を見ることが出来る第九號「大化ノ碑名」には紀元二千五百三十五年百度既に改り庶物悉く化す、是に於て將さに其效を石に勸し、以て海外諸州に誇らんとすと前置して昔は知らず今は早や世も文明の大舞臺、化けを開くの大仕掛、化け物ならぬはなき由を、尊王攘夷が討幕と化けたる化けの根本より説き起し、九州

の虎は鼠と化け、四國の猿は狸と化けたりと言ふに至るまで、制度、社會、風俗、器物、政論、人物、等百般の變化を狂言もどきに詠みあげたるが如きは此大變化を諧謔を以て總觀したものである此間變幻の殊に甚だしきものについては、第八號「魁^ヱ儡ノ戲」に於て、島津左大臣並に鹿兒島縣の人士が幕末維新に際して態度を一定せざること甚だしきを否難する説が見える。曰く、「元來某縣人の衆と異にするも亦太甚し、長を逐て長を援け、幕を佐けて幕を討ち、朝たに鎖國を唱へ夕べに開市を議し、先んじて郡縣の名を稱し殿して封建の強を存す、進んで被髮脫刀の魁を爲し退て束髮帶劔の俗に復し、好で人の意表に出で變化出沒測る可からず、喜怒愛惡知る可からず、僅々十年の間にして國論の變すること幾數回」と。かくの如きは魁儡の戲なりと言つた。そこで之に對しては第九號に駁論ありて、廟謨が前後變化したるは、皆能く

變に通じ勢を知るものなりとし、島津公を擁護したるも、なほ鹿兒島縣の狀態に對しては賛同することを敢てしなかつた。第十五號の傀儡戲の辯亦同斷である。

評論新聞の論者も亦、さすがに此頃の開化が淺薄なることは認めてゐた。其適例と見るべき叙述は、第三十五號に見ゆる龍動新聞の抄録なるものである。これには横濱の英館にて三鞭酒を飲ませられし或日本人が私は開化大好物であることを言へるに就て、開化の字義をたづねしに、「開化とは其三鞭酒を飲むことでござります」と答へたりとて、日本にて開化の字義新たに出來たりとの龍動新聞の記事を載せたものであるが、横瀬文彦の之に對する評論には之れを怪むに足らずとした。其理由として曰く、

「何トナレハ今堂々タル士人ノ政治ヲ談シ時事ヲ論スルヲ聞クニ一ニハ則曰ク開化ニ一ニハ則開化ト而シテ

ソノ所謂ル開化ナルモノハ果シテ何物ナルヲ問ヘハ歐米諸國ニ於テ開化ノ外面ニ現レタル皮相ヲ看テ直ニ之ヲ眞ノ開化ト認メ其ノ甚シキニ至テハ歐米諸國ニ於テ未タ矯正シ得サル所ノ弊害ヲ指シテ開化ノ本體ト稱シ噴々之レヲ愛重スルヲ免レサルモノ往々之レアリ嗚呼我カ國今日ニアリ(テ脱カ)眞成開化ノ實用ヲ得タルハ僅々ニシテ止ルノミ經濟ノ利害品行ノ美惡開化ヲ學ンテ其義ヲ誤リ大方識者ノ笑ヒヲ買フモノ幾何ナルヲ知ラサルナリ是レ即チ我國ノ爲メニ痛惜慨嘆セサルヲ得サル所ナリ」

かくの如く嘆じたる論者は何を以て西洋の眞の開化なりと信せしかと言へば、言ふまでもなく、自由民權が西洋文化の根源なりとしたので、これを我國に植しうゑて國民を啓發し、西洋におとらざる文化國となさんことを欲したのである。故に明治九年三月帶刀禁止の布告出でたる時の如きも第八十三號に於て兵制一たび變革して刀劍は何等の用をもなさず、我等の社會には民權と云ふ魂魄

あり、自由と云ふ精神あり、この魂魄精神は天帝の賦與し給ふところにして政府の威權も敢て之を奪ふこと能はず、嚴刑酷罰も之を屈すること能はざる至大至剛の一大貴重物なる故、無用の刀劔を泥水にすて、至貴至重の民權自由と取り換へよと言つた。

此外治外法權が行はるゝは我國の屈辱この上もなき故、之を除くやうに努力すべしとは、決して彼等の忘るゝ所ではなかつた第六號、第十八號。人口の制限論は第四號に、婚姻による人種改良論は第五號に掲げられてはゐるが、西洋學說の紹介たるに止まり、新聞の主張ともならず又興味をも惹かなかつた。

次に新聞の大なる任務は人民の啓發にあるとせられた。これに關し初めて我國に起つたことは公議輿論を尊重する思想であるが輿論が何であるかに就ては第七十三號に次の如く見える。中島富雄

の文である。

「夫レ公議輿論ニ從フトハ全國人民ノ議論ニ違背セサルノ謂ナリト雖モ夫ノ人力挽ノ熊公裏借屋ノ吉公ニ至ルマテノ持論ヲ問フテ然ル後ニ政法ヲ施行スルト謂フニ非ルナリ何トナレハ夫ノ平々凡々事理ヲ知ラス時勢ヲ辨セサルモノ、如キハ固ヨリ自己ノ確説ヲ有スルモノニ非ス上等社會ニ於テ壓制ト稱スレハ則亦從テ壓制ト稱シ上等社會ニ於テ良政ト言ヘハ亦從テ良政ト言ヒ上等社會ノ人心安々ナレハ下等人心モ亦安々ナリ上等社會ノ人心洵々タレハ則下等人民モ亦洵々タリ故ニ下等人民ノ如キハ上等社會ノ議論ニ隨ツテ其說ヲ變シ上等社會ノ形狀ニ隨ツテ其形狀ヲ改ムルモノ也故ニ一國ノ中上等ニ位スル學者士君子ノ議論ハ則チ滿天下ノ議論ト云フモ亦不可ナカル可キナリ故ニ天下ノ人心ヲ收攬シ政府ト人民トヲシテ其方嚮ヲ一ニセシメント欲スレハ勤メテ學者士君子ノ議論ニ隨ヒテ政法ヲ施行セサル可カラザルナリ(點は今附ス)

この議論にも當時としては一面の眞理がないで

はないが、我田引水底の論であることは見えすいたことであつた。當時にありては人民は概して之を愚民と見た。爲政者のみではなく學者評論家も亦同様に思つてゐた。孔子の上の好む所によりて下従ふといふのが甚だ實狀に近かつた。然も民權論者の望むところが民會であるならば、人民が長く愚民であつてはならぬ之を教導して時務を解するやうになすべきであつたが、之に關しては如何に考へたか。

民權論者は民會に就て議會の構成並に議員の選舉をいかなる制度となすべきかに就て、此新聞中に何等のぶる所がない。果して具體的に何程之を考へたるか々疑はしい。それと同様に人民を教育して愚民の境涯より脱せしむべき具體的なる方法制度に就ては何等論するところがなかつた。意氣のみ甚だ壯であつたのを見る。惟ふに此時代の民權論者は概してかくの如くであつたであらう。彼

等は自由の貴く民權の重んずべきことを鼓吹して

眠れる民衆をよびさます役目を勤めたのである。

而して此役目を彼等はよく果しつゝあると信じて

ゐた。即ち明治九年一月第五十九號には、今春は

諸省より正院に捧ぐる祝詞の文に就て殊に意を用

ふべしとの達ありたる趣を載せて、其評に於て横

瀬文彦は往時を追懷しつゝ次の如く述べた。即ち

彼が昔年學業を共にしたる者は概して官途につき

しが、彼等と會談し又は彼等の坐にまゐりて、談路

少しく政事に渉るものあるときは、微々たる下僚

に至るまで人民は愚也といつた、之を聞くごとに

慚悔自ら堪ゆる能はず、退て刻苦して人心を鼓舞

作興して、一たびは廟堂の官吏をして我日本帝國

三○千○五○百○萬○の○人○民○果○し○て○愚○なる○か○賢○なる○か○を○判

斷○せ○し○む○る○と○ころ○あ○ら○ん○こ○と○を○欲○し○て○、○未○だ○一○日

も○忘○るゝ○こ○と○が○出○來○な○か○つ○た○が○、○た○ど○ひ○新○聞○條○例

讒○謗○律○の○布○告○あ○り○て○、○記○者○の○刑○辟○に○かゝ○る○もの○相

尋ぐと雖も屈することなく、大に反動の氣勢をたかめ、遂に今や廟堂の官吏をして新聞記者の爲に警戒せしむるに至つたのは、新聞記者が民衆覺醒の功業ありしによるものであつて、今日に至りては官吏がまた人民を概稱して無智無力を以てすべからざるものであるといひ、之を以て我日本帝國の一大美事であると言つた。

五 筆禍及び發禁

評論新聞は自由の旗をひるがへし民權の刃を奪ひ、舊弊一新の第一線に活躍したることは、凡そ右の説明によりて諒解しうるであらう。此時代に東京で有名なりし新聞には、日々、報知、眞事誌、朝野、讀賣、曙などありて、其中日々新聞は御用新聞となつたが、併し何れの新聞でも又は雜誌でも自由民權は此時代の流行問題であつた。而してわが評論新聞は急進の意見を有して最も政府に對抗の氣勢を示したのである。このことたるや、既

に上記によつても略々察知せらるゝ所であり、且先に一言せし所であるが、此新聞が最も屢々筆禍にかゝり、遂には發賣禁止にあふに至りたることを見れば、更に明白に首肯せらるゝであらう。故に此點を略述する。

初め此新聞出づるや、第二號には山本克なる者の投書「四大臣を斬ラントスル建言」があらはれたこれ形式を上表にとり、洋夷の法に心酔して我皇基を動かすの虞ある重信、利通、孝允、具視の四人を斬首して巷街にさらし以て其餘を懲さんとする過激の文である。續いて第六號には「前大藏大輔井上馨君ニ關スル銅山一件ノ投書」掲載せられ尾猿澤銅山にからまれる井上の非行を暴露するものがあつた。これは此新聞に於て特に目立つた有名な事件であるが、他社の新聞に於ても之に類するものがあつた。こゝに於てか政府は新聞雜誌に對する取締を嚴重にする必要に迫られたので、遂

に佛國の立法などを參考して八年七月二十八日太政官布告を以て讒謗律八條と新聞條例十六條及び附則とを發布した。前者に於ては、凡そ事實の有無を論せず人の榮譽を害すべきの行爲を摘發公布する者は之を讒毀とし、人の行事を擧るに非ずして惡名を以て人に加へ公布する者は之を誹謗とし著作文書若くは畫圖肖像を用て展觀し若くは發賣し若くは貼示して、人を讒毀し若くは誹謗する者を此法律により罪する。後者は明治六年十月の新聞紙條目に代つて出されたもので、新聞雜誌雜報を發行する手續及び責任者を定めたるの外、第十二條に教唆、第十三條に騷亂の煽起、第十四條に成法の誹毀の諸罪にかゝる者を定めた。此二法律により出版を取締り、犯す者を獄舎に拘禁し又は罰金を科することゝした。當時通俗に此禁獄を新聞獄と稱した程である。かくて此法に定めたところにより、筆禍にかゝつて刑罰をうける者が相次

いで出づることゝなつた。今之について詳述する暇もなく、且又一々其必要を認めないが、十八、二十、四十二、六十三、六十六、七十七、九十八の諸號に於て概況を知りうる。而して評論新聞は殊に多く筆禍の厄にあつた。故に第七十七號には社説反省論に於て、凡そ身を集思社中に投じて編輯の責に任じ論評の語を下す者は、一人として制禁を犯し法廷を煩はずに非ざるはなしと言ひ、試に看よ讒謗律新聞條例の一たび世上に現出せしより、其の法廷を煩はし處刑に係りたるもの未だ我社の如く煩煩衆多なるはあらずと言つた。其厄にあへる者の名は第九十八號（明治九年六月）の社説自奮說に横瀬文彦、小松原英太郎以下十七名を數へた。然らば如何なる記事が罪にとはれたるかを一言せんに、其最初は抑々取締の二法律が發布せられたることを告げて之を評論したる其文が先づとられた。それは第十六號に、かゝる法律を以て言論

を塞がんとしても結局失敗で却つて反動を激成するものである。此法律は何の爲の法律かといへば反動の激論を求めんが爲なるべしと言ふ當時の新聞界の論評に唱和し、且「此條例に載する所は懲罰過嚴に渉るを免れず」と評したのであるが、第二十二號に見えたる被告編輯人横瀬文彦が刑事課の取調の模様を記したところによれば、條例を以て過嚴なる法なりと言ひて、過の一字を加へたる點が成法誹毀の罪に問はれたのであつた。次回は第三十六號に征姦論といふ報知新聞の社説の大意をかゝげて評論したるにより、第三回は第四十號に箕作麟祥が譯文なりといへる萬國叢話にのせたる國政轉變論の摘要をかゝげて評論したのが筆禍となつた。これは革命のやむをえざることある場合と其場合の責任とを論じたるかなり過激な論説であるが、集思社の同人達は大に之に共鳴し、關新吾は「天晴ナリ箕作先生ノ記スル轉變論ヤ吾輩

ハ今ニシテ初メテ日本人民ノ果シテ強剛不屈ナルコトヲ知り得タルナリ」と言ひ、横瀬文彦は此篇を以て東洋「コントラ ッシャル」、日本の「レスプリー デ ロア」となし箕作子を呼んで東洋の「ルソー」、日本の「モンテスキュー」となすも決して過當にはあらざるなりと言ふに至つたが、此等記事は國體に反するものと見て罪となりしこと第八十四號で知られる。其裁判の内容が大坂日報より摘出されたのを見ると、「我日本國ニ於テモ百歳ノ後上ハ天皇陛下ノ宸襟ヲ惱シ奉リ下ハ人民自由ノ需ニ背キ哀訴歎願シテモ聽レサル時ハ坐シテ國ノ滅亡ヲ見ルニ忍ヒサレハ之ヲ顛覆シテ自由ノ新政府ヲ設立スルハ權理上可ナルコト、思想ス」との口供が有罪となつたのである。そして明治維新は一部の貴族勤王の徒が成就したと言ひしに對し判事は然らずして朝廷の所爲なりと言つたから、我國では自由民權でなく皇室により改革が行はる

べきものなる旨を信じたのである。更に第六十二號の伊東孝二なる者の「壓制政府轉覆スヘキノ論」は、自由の擁護の爲には暴政府を顛覆して自由の新政府を建立するも可なるをのべて、卑屈の徒を天賦の權を顧みざる皇天の罪人なりと論じたのであるが、之に對する小松原英太郎の賛成論には、「此時に當ては天誅是れ好方便也、一二有司は一國人民の爲めに之を牲にするも可也、之を戀にするも可也、何そ一二有司の爲めに一國蒼生を顧みざるの理あらむや」といふに至つた。而して此投書をかゝげ、又此等の評論をなしたることが、前回と同様に新聞條例第十三條の罪に處せらるゝこととなつた。

かくの如きは此新聞の惡戰苦闘史である。自由民權の處女地に於て、潑瀾たる言論が初めて意氣揚々と飛躍したことは、げにめざましくして、中にも評論新聞は殊に勇ましく派手やかであつた。然

るに多年壓制を主義とした政府のあとをうけて新國家建設の基礎事業に腐心せし明治政府は、民權家社會論者のかくの如く急進的なる論評をよく忍耐して坐視することは出来なかつた。讒謗律と新聞條例の制裁を一層嚴にさす企てもあつたやうであるが、穩和論もあつて躊躇する所があつた。然し遂に最後の手段が講せられた。明治九年七月五日太政官は第九十八號の布達を以て、既に許可せし新聞雜誌雜報であつて國安を妨害すと認むる者は、内務省之が發行の停止を命ずべきを告げた評論新聞は第百九號に此を報じ、其評に於て國安と官安とは其意自ら異なるが如し、世上の論者幸に誤解すること勿れと言つたが、之が最後の評論となつた。後五日を経て七月十日には發行停止の命をうけたのである。